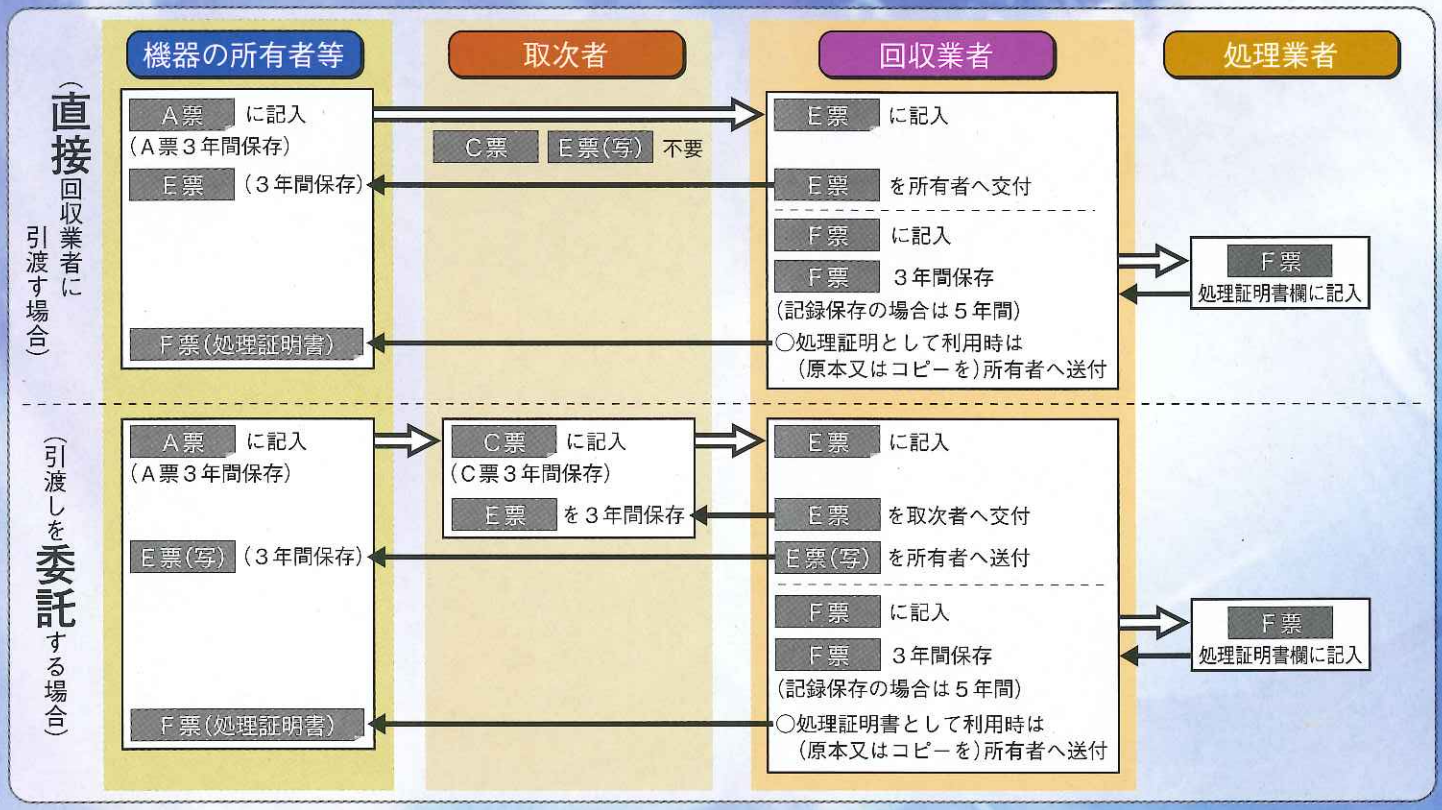
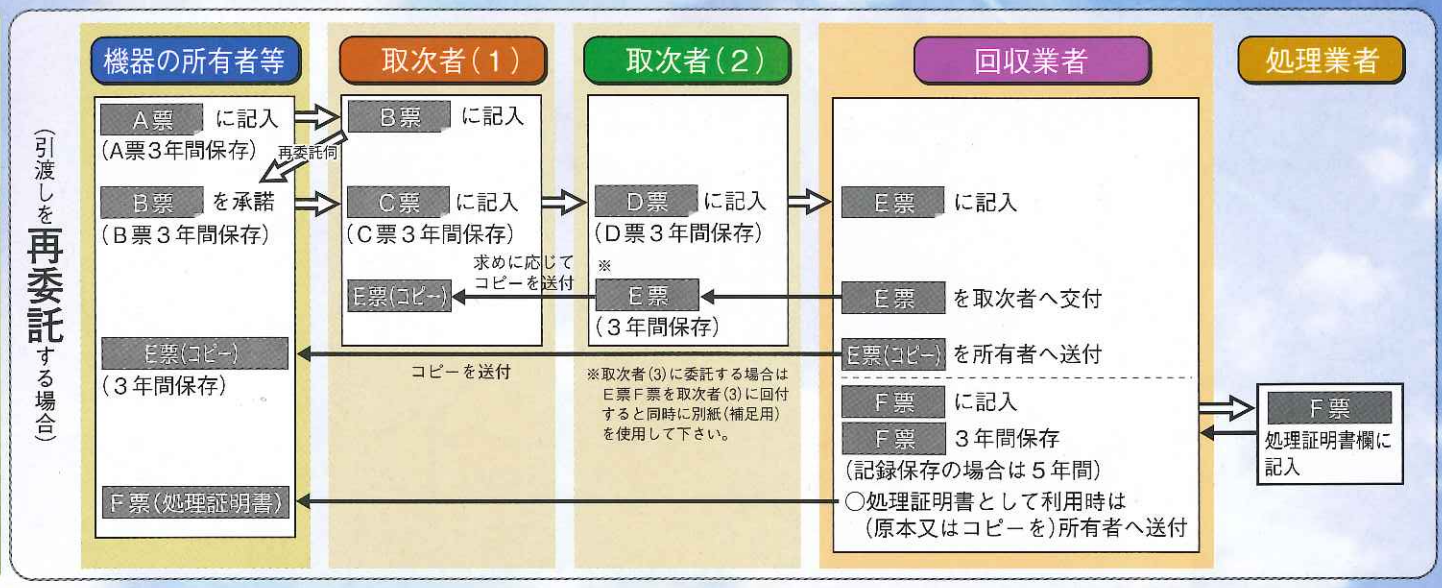
行程管理票のご案内

【行程管理票の流れ】

推奨版



汎用版



普及啓発資料



サービス点検時等
既存機器に貼付



建物解体時
フロン未回収機器に貼付



フロン回収後の機器に
回収業者が貼付

JRECO

一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構

記　入　例

（推奨版 Ver.1）

※赤い字の項目は必ず記載してください。
記載がないとフロン回収・破壊法に適合した書面になりません。

1. 廃棄する機器の所有者〔青い字〕

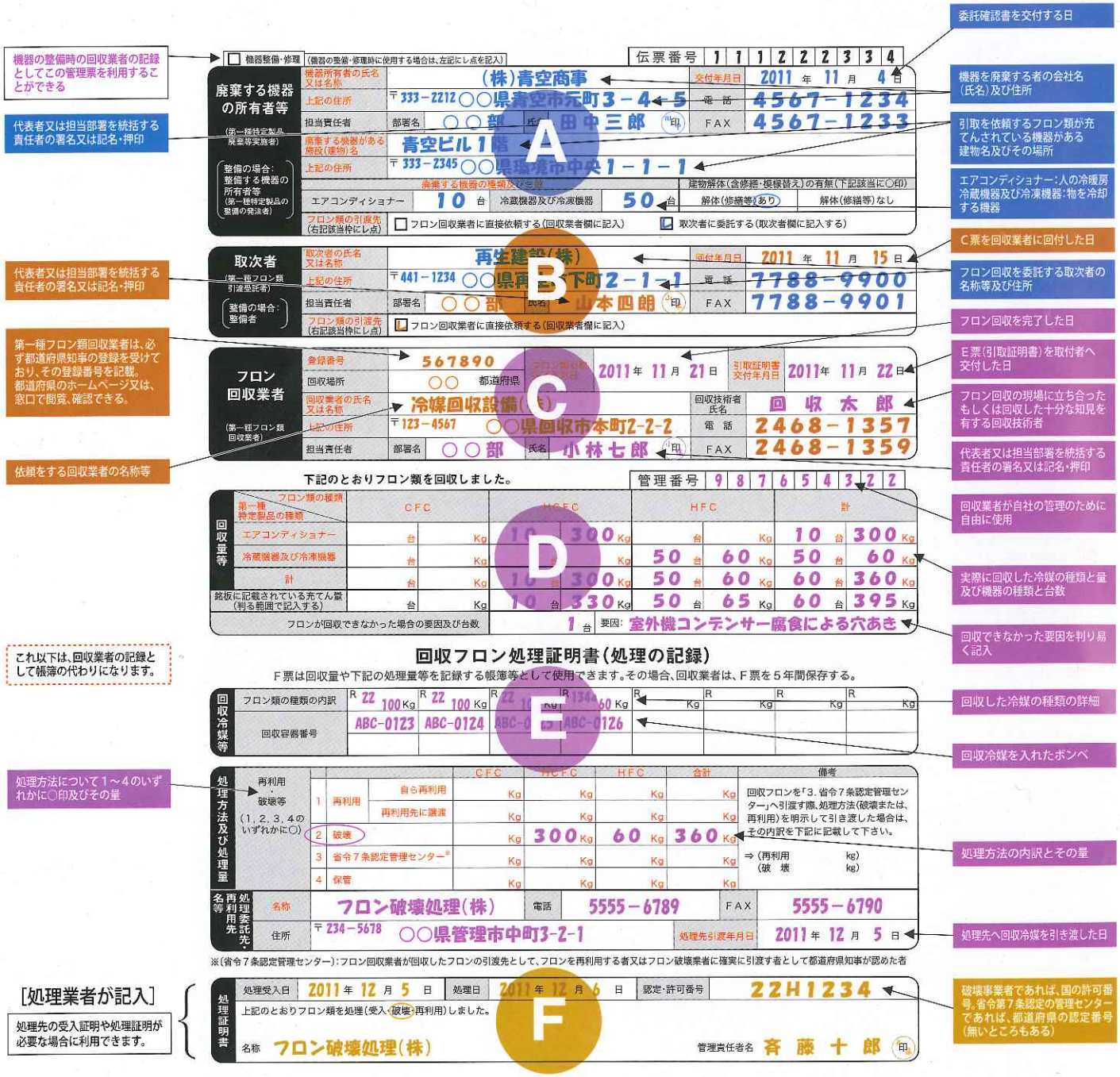
A 票に記入
廃棄する機器の所有者等の欄と取次者について記入

2. 取次者〔茶色の字〕

C 票の欄に記入
取次者欄とフロン回収業者について記入

3. フロン回収集者〔紫の字〕

E 票の欄及び「回収量等」欄に記入
帳簿の代わりに記録する場合は、F 票に記入



行程管理票の記入方法や運用の仕方については、日本冷媒・環境保全機構（JRECO）のホームページをご覧下さい。URL：http://www.jreco.or.jp/

行程管理票（推奨版 Ver.1）記入のポイント

1. 推奨版 Ver.1 ⇐ 一次委託専用版・直接引渡用

冷凍・空調機器の廃棄に至る書類のやり取りは一次委託までが 80%程度（アンケート結果）であったことを踏まえ記入し易くする為に、再委託迄を管理する行程管理票『推奨版 Ver.1』が標準モデルとなります。
なお、法律の改定が行われたわけではありませんので、現在流通している行程管理票はすべて、利用可能です。

廃棄する機器の所有者 ⇒ 取 次 者 ⇒ フロン回収業者 ⇒ 処理業者

2. 記入のポイント

A 廃棄する機器の所有者等	・**交付年月日**：この行程管理票を交付する年月日を記入 機器の入れ替えに伴うフロン回収の場合は、この日から３０日以内に引取証明書の入手が必要 建物の解体を伴うフロン回収の場合は、この日から９０日以内に引取証明書の入手が必要 ・**エアコンディショナー**：人の冷暖房に使用している室外機の台数を記入 ・**冷凍・冷蔵機器**：物を冷却する機器として使用している室外機の台数を記入
B 取次者	・**回付年月日**：フロン回収業者に回付した年月日を記入 ・**「フロン回収業者」の登録番号と回収場所**：回収場所と登録を受けている県が一致しているかを確認して記入
C フロン回収業者	・**登録番号と回収場所**：回収場所と登録を受けている県が一致しているか確認 ・**回収技術者氏名**：直接フロン回収を行った又は立ち会った回収技術者名を記入 ・**フロン回収後速やかに、E 票（引取証明書）の返却**
D 回収量等	・**機器銘板に記載されている充てん量**：フロンの充てん量を分かる範囲で記入 ・**フロンが回収できなかった場合の要因及び台数**：フロンが回収できなかった場合その台数及び原因を記入 なお、全台数フロン回収できなかった場合は「回収量等の計」欄に「0」と記入
E 回収冷媒等	・**回収した冷媒ボンベの記入欄が不足した場合はＥ票をコピーして使用** ・**Ｅ票又はＥ票（写）を廃棄する機器の所有者等へ送付する際は受け取りの確認**
F 処理証明書	・**処理受入日**：フロン処理業者への持ち込み日 ・**処理日の記入**：実際に破壊又は再利用を行った年月日 ・**フロン処理業者の許可番号及び会社名、押印**：回収フロン処理証明書として利用する場合は必ず許可番号、会社名、押印及び管理責任者名が必要

（参考）

建設業者や設備工事業者等が機器の所有者から依頼を受けて、フロン回収業者への回収依頼を取次ぐことがあり、その場合、建設業者等が行程管理票上の取次者として、行程管理票を記入・回付することになりますが、取次者が入れば必要な書面が増え、手続きも複雑になります。

そこで、建設業者が工事発注者にフロン回収業者を紹介し、行程管理票のやり取りを工事発注者とフロン回収業者の間で直接行うようにすれば、手続きを簡単に進めることが出来ます。

記　入　例

汎用版（主に再委託用）

※赤い字の項目は必ず記載してください。
記載がないとフロン回収・破壊法に
適合した書面になりません。

1. 廃棄する機器の所有者〔青い字〕
A 票に記入
廃棄する機器の所有者等の
欄と取次者について記入

2. 取次者（1）〔茶色の字〕
取次者(1)欄、取次者(2)欄
記入後「機器の所有者」の承諾
を得て、取次者(2)へ回付

3. 取次者（2）〔緑の字〕
取次者(2)欄及び
フロン回収業欄に記入

4. フロン回収集者〔紫の字〕
E 票の欄及び
「回収量等」欄に記入
帳簿の代わりに記録する
場合は、F 票に記入

機器の整備時の回収業者の記録としてこの管理票を利用することができる

代表者又は担当部署を統括する責任者の署名又は記名・押印

代表者又は担当部署を統括する責任者の署名又は記名・押印

第一種フロン類回収業者は、必ず都道府県知事の登録を受けており、その登録番号を記載。都道府県のホームページ又は、窓口で閲覧、確認できる

依頼をする回収業者の名称等

処理方法について1～4のいずれかに○印及びその量

[処理業者が記入]
処理先の受入証明や処理証明が必要な場合に利用できます

□ 機器整備・修理（機器の整備・修理時に使用する場合は、左記に レ点を記入）

伝票番号 1 1 1 2 2 2 3 3 4

廃棄する機器の所有者等（第一種特定製品廃棄等実施者）
機器所有者の氏名又は名称：（株）青空商事　交付年月日：2012 年 11 月 5 日
上記の住所：〒215-2212 ○○県青空市元町3-4-5　電話：(045)567-1234
担当責任者　部署名：○○部　氏名：田中三郎 印　FAX：(045)567-1233
廃棄する機器がある施設（建物）名：青空ビル1階
上記の住所：〒215-2345 ○○県環[illegible]央1-1-1
（整備の場合：整備する機器の所有者等（第一種特定製品の整備の発注者））
廃棄する機器の種類及び台数　建物解体（含修繕・模様替え）の有無（下記該当に○印）
エアコンディショナー 10 台　冷蔵機器及び冷凍機器 50 台　解体（修繕等）あり　解体（修繕等）なし
フロン類の引渡先（右記該当枠にレ点）　□ フロン回収業者に直接依頼する（回収業者欄に記入）　☑ 取次者（1）に委託する（取次者（1）欄に記入する）

取次者（1）（第一種フロン類引渡受託者）
取次者（1）の氏名又は名称：再生建設（株）　回付年月日：2012 年 11 月 12 日
上記の住所：〒215-1234 ○○県再生市下町2-1-1　電話：(045)788-9900
担当責任者　部署名：○○部　氏名：山本四朗 印　FAX：(045)788-9901
下記の者にフロン類を引き渡します。（引き渡しする者[illegible]）
（整備の場合：（第一種特定製品の整備者））
☑ 取次者（2）　□ フロン回収業者
取次者（2）に[illegible]承諾します。　承諾年月日：2012 年 11 月 8 日
廃棄する機器の所有者等の氏名又は名称：（株）青空商事　担当責任者名：田中三郎 印

取次者（2）（第一種フロン類引渡受託者）
取次者（2）の氏名又は名称：回収解体（株）　回付年月日：2012 年 11 月 15 日
上記の住所：〒215-8900 ○○県解体市寺町6-5-4　電話：(045)468-1357
担当責任者　部署名：○○部　氏名：井上洋二 印　FAX：(045)468-1359
下記の者にフロン類を引き渡します。（引き渡しする者[illegible]）
□ 取次者（3）→（別紙「補足用」を使用して下さい。）
☑ フロン回収業者

フロン回収業者（第一種フロン類回収業者）
登録番号：567890　フロン類の回収を完了した年月日：2012年 11 月 21 日　引取証明書交付年月日：2012年 11 月 22 日
回収場所：○○ 都道府県
回収業者の氏名又は名称：冷媒回収設備（株）　回収技術者氏名：回 収 太 郎
上記の住所：〒215-4567 ○○県回収市本町2-2-2　電話：(045)468-1357
担当責任者　部署名：○○部　氏名：小林七郎 印　FAX：(045)468-1359

下記のとおりフロン類を回収しました。　管理番号 9 8 7 6 5 4 3 2 2

回収量等 フロン類の種類 / 第一種特定製品の種類	CFC		HCFC		HFC		計	
エアコンディショナー	台	Kg	10 台	300 Kg	台	Kg	10 台	300 Kg
冷蔵機器及び冷凍機器	台	Kg	[illegible]	Kg	50 台	60 Kg	50 台	60 Kg
計	台	Kg	[illegible]	300 Kg	50 台	60 Kg	60 台	360 Kg
銘板に記載されている充てん量（判る範囲で記入する）	台	Kg	10 台	330 Kg	50 台	65 Kg	60 台	395 Kg
フロンが回収できなかった場合の要因及び台数			1 台	要因：室外機コンデンサー腐食による穴あき				

これ以下は、回収業者の記録として帳簿の代わりになります

回収フロン処理証明書（処理の記録）

F 票は回収量や下記の処理量等を記録する帳簿等として使用できます。その場合、回収業者は、F 票を５年間保存する。

回収冷媒等	R22 100 Kg	R22 100 Kg	R22 [illegible]	R134a 60 Kg	R	R	R	R
回収容器番号	ABC-0123	ABC-0124	ABC-[illegible]	ABC-0126				

処理方法及び処理量		CFC	HCFC	HFC	合計	備考
1 再利用	自ら再利用	Kg	Kg	Kg	Kg	回収フロンを「3. 省令７条認定管理センター」へ引渡す際、処理方法（破壊または、再利用）を明示して引き渡した場合は、その内訳を下記に記載して下さい。
1 再利用	再利用先に譲渡	Kg	Kg	Kg	Kg	
2 破壊		Kg	Kg	Kg	Kg	
3 省令７条認定管理センター※		Kg	300 Kg	60 Kg	360 Kg	⇒（再利用 kg）（破 壊 kg）
4 保管		Kg	Kg	Kg	Kg	

再利用先・処理委託先名等：名称：フロン破壊処理（株）　電話：(045)555-6789　FAX：(045)555-6790
住所：〒215-5678 ○○県管理市中町3-2-1　処理先引渡年月日：2012 年 12 月 5 日

※（省令７条認定管理センター）：フロン回収業者が回収したフロンの引渡先として、フロンを再利用する者又はフロン破壊業者に確実に引渡す者として都道府県知事が認めた者

処理証明書
処理受入日：2012年 12 月 5 日　処理日：2012 年 12 月 6 日　認定・許可番号：24H1234
上記のとおりフロン類を処理（受入・破壊・再利用）しました。
名称：フロン破壊処理（株）　管理責任者名：斉 藤 十 郎 印

委託確認書を交付する日
廃棄する機器の所有者（氏名）及び住所
引取を依頼するフロン類が充てんされている機器がある建物名及びその場所
エアコンディショナー：人の冷暖房冷蔵機器及び冷凍機器：物を冷却する機器
C票を回収業者に回付した日
フロン回収を委託する取次者の名称等及び住所
引渡先を選択・チェックする
取次者（1）より取次者（2）へ再委託する場合、廃棄する機器の所有者から承諾の許可を得る
フロン回収を完了した日
E票（引取証明書）を取次者へ交付した日
フロン回収の現場に立ち合ったもしくは回収した十分な知見を有する回収技術者
代表者又は担当部署を統括する責任者の署名又は記名・押印
回収業者が自社の管理のために自由に使用
実際に回収した冷媒の種類と量及び機器の種類と台数
回収できなかった要因を判り易く記入
回収した冷媒の種類の詳細
回収冷媒を入れたボンベ
処理方法の内訳とその量
処理先へ回収冷媒を引き渡した日
破壊事業者であれば、国の許可番号、省令第７条認定の管理センターであれば、都道府県の認定番号（無いところもある）

行程管理票の記入方法や運用の仕方については、日本冷媒・環境保全機構（JRECO）のホームページをご覧下さい。URL：http://www.jreco.or.jp/

行程管理票（汎用版）記入のポイント

汎用版（主に再委託用）

1. 再委託する場合の流れ



2. 記入のポイント

A 廃棄する機器の所有者等	・**交付年月日**：この行程管理票を交付する年月日を記入 機器の入れ替えに伴うフロン回収の場合は、この日から３０日以内に引取証明書の入手が必要 建物の解体を伴うフロン回収の場合は、この日から９０日以内に引取証明書の入手が必要 ・**エアコンディショナー**：人の冷暖房に使用している室外機の台数を記入 ・**冷凍・冷蔵機器**　：物を冷却する機器として使用している室外機の台数を記入
B 取次者（1）	・**再委託の承諾**：取次者（2）へ再委託する場合は取次者（2）について記入後 「廃棄する機器の所有者」から再委託の承諾を得る ・**回付年月日**　：「廃棄する機器の所有者」から承諾を得て、取次者（2）へ回付する年月日
B 取次者（2）	・**回付年月日**：フロン回収業者に回付した年月日を記入 ・**「フロン回収業者」の登録番号と回収場所**：回収場所と登録を受けている県が一致しているかを確認して記入
C フロン回収業者	・**登録番号と回収場所**：回収場所と登録を受けている県が一致しているか確認 ・**回収技術者氏名**　：直接フロン回収を行った又は立ち会った回収技術者名を記入 ・**フロン回収後速やかに、Ｅ票（引取証明書）の返却**
D 回収量等	・**機器銘板に記載されている充てん量**　：フロンの充てん量を分かる範囲で記入 ・**フロンが回収できなかった場合の要因及び台数**：フロンが回収できなかった場合その台数及び原因を記入 なお、全台数フロン回収できなかった場合は「回収量等の計」 欄に「0」と記入
E 回収冷媒等	・**回収した冷媒ボンベの記入欄が不足した場合はＥ票をコピーして使用** ・**Ｅ票又はＥ票（写）を廃棄する機器の所有者等へ送付する際は受け取りの確認**
F 処理証明書	・**処理受入日**　：フロン処理業者への持ち込み日 ・**処理日の記入**：実際に破壊又は再利用を行った年月日 ・**フロン処理業者の許可番号及び会社名、押印**：回収フロン処理証明書として利用する場合は必ず許可番号、 会社名、押印及び管理責任者名が必要

（参考）

建設業者や設備工事業者等が機器の所有者から依頼を受けて、複数者経由してフロン回収業者への回収依頼を取次ぐことがあり、その場合、建設業者等が行程管理上の取次者として、行程管理票を記入・回付することになりますが、取次者が入れば必要な書面が増え、手続きも複雑になります。

そこで、建設業者等関係者の間で工事発注者にフロン回収業者を紹介し、工事発注者とフロン回収業者の間で行程管理票のやり取りを取次者１人、または２人にして行うようにすれば、手続きを簡単に進めることができます。

解体工事の工事発注者の皆さん

業務用エアコンや冷凍冷蔵機器を廃棄するときは、フロン回収・破壊法に基づきフロン回収が必要です。

フロンを使用している業務用※ エアコンや冷凍冷蔵機器を廃棄するときは、機器の所有者（工事発注者、施主）が費用を負担して、フロン回収業者（都道府県に登録されている業者）へ機器に充てんされているフロンの回収を依頼しなくてはなりません。もしも、未回収の機器からフロンを放出させると、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます（同法38条）。

※家電製品の場合は家電リサイクル法に従って下さい。

建設業者が業務用エアコンや冷凍冷蔵機器の有無を確認して、その結果を書面で説明します。

建設業者が解体する建物内のフロンを使用している業務用エアコンや冷凍冷蔵機器の有無を確認し、その結果を書面（「事前確認書」といいます。右記参照）に記入し、工事発注者に説明します。工事発注者は、建設業者が確認を行う際には、建物内への立ち入りや図面の提供など建設業者が行う確認作業に協力して下さい 。

（記入例）

フロン回収・破壊法に基づく第一種特定製品設置に関する
事前確認書

書面交付日　平成○○年○月○日

特定解体工事発注者
（氏 名）　○○株式会社　代表取締役　○○○○ 殿
（住 所）　○○県○○市○○町○丁目○－○

特定解体工事元請業者
（氏 名）　○○解体　代表　○○○○
（住 所）　○○県○○市○○町○丁目○－○

フロン回収・破壊法第19条の2第1項の規定に基づき、下記の解体工事の建築物等における第一種特定製品の設置の有無について確認を行った結果について下記のとおり説明します。

記

特定解体工事の名称　○○ビル解体工事
特定解体工事の場所　○○県○○市○○町○丁目○－○

第一種特定製品の設置の有無
（あり）　空調機器　××台　冷凍冷蔵機器　××台
なし　次の1又は2のうち該当するものに○印を付けて下さい。
1. 元々設置されていなかった。
2. 撤去済みだった。

業務用エアコンや冷凍冷蔵機器があった場合の手続の流れ

①建設業者の事前確認の結果、機器があることが確認されたら・・・

工事発注者



建設業者が事前確認書で説明します。

②フロン回収の依頼をします（工事発注者又は発注者から委託を受けた建設業者が行います）

フロン回収業者にフロン回収を依頼します。工事発注者が直接フロン回収業者に依頼する場合と、建設業者が発注者から委託を受けて、フロン回収業者への依頼を取り次ぐ場合があります。

③フロン回収業者が機器の設置現場を調査します（工事発注者は協力して下さい）

フロン回収業者が機器の設置現場を調査して、フロン回収にかかる時間と費用を見積もります。工事発注者及び建設業者は、フロン回収業者の現場への立ち入りや図面の提供などフロン回収業者が行う現場調査に協力して下さい。

工事発注者



④行程管理票に記入して下さい（工事発注者が記入して下さい）

工事発注者は行程管理票を入手して、必要事項を記入して下さい。記入した行程管理票はフロン回収業者に直接、又はフロン回収業者への依頼を取り次ぐ建設業者に渡します。

⑤フロン回収業者が機器からフロンを回収します（工事発注者は協力して下さい）

フロン回収業者がフロン回収を行います。
工事発注者及び建設業者は、電源の提供などフロン回収業者が行う作業に協力して下さい。

⑥解体工事の着工

建物を解体する前にフロン回収を終えておくようにして下さい。

経済産業省　　国土交通省　　環境省

フロン回収 事前調査チェックリスト

調査日		調査者		備　考
依頼先名		依頼者名		
住　所		電話番号		
作業場所		現場担当		
住　所		電話番号		
請求先		窓口担当		
作業日		時間指定		

機器No.	設置場所	機種	製品名	冷媒種類	充てん冷媒量（表示量）	参考（回収量）
				R	kg	kg
				R	kg	kg
				R	kg	kg
				R	kg	kg
				R	kg	kg
				R	kg	kg
				R	kg	kg
				R	kg	kg
				R	kg	kg
				R	kg	kg

回収予定量		用意すべき回収容器					最大充てん量
		6ℓ	10ℓ	20ℓ	100ℓ	(　)ℓ	
R	計　kg	本	本	本	本	本	kg
R	計　kg	本	本	本	本	本	kg
R	計　kg	本	本	本	本	本	kg

作業環境事前調査

接続電源についての顧客の了解		（可　・　否）	コンピュータ等の影響	（有　・　無）
回収対象機器用の電源使用		（有　・　無）	発電機	（要　・　不要）
設置場所が40℃以下の確認		（可　・　否）	40℃以上の場合作業不可	
設置場所に直射日光の有無		（有　・　無）	養生物の必要	（要　・　不要）
回収対象機器	一時的運転（暖機運転）	（可　・　否）		
	ポンプダウン運転	（可　・　否）	主な回収方式	（液ガス・ガス）
	フロン回収口（サービスポート）	（有　・　無）	ピアシングツール	（要　・　不要）
	水冷式の凝縮器が付属	（有　・　無）		
	液溜め（アキュームレータ）等位置確認	（有　・　無）	加温等のか所確認	
回収装置	設置場所の振動等の有無	（有　・　無）	養生物の必要	（要　・　不要）
	設置場所の床面の水平確保	（可　・　否）	養生物の必要	（要　・　不要）
	設置場所の機器類設置スペース	（有　・　無）	延長ホース等	（要　・　不要）
	密閉室等に設置の場合換気確保	（有　・　無）	扇風機・排気ファン	（要　・　不要）
	回収現場までの運搬手段　台車使用	（可　・　否）	エレベーター	（有　・　無）
作業時間の確保		何日で回収作業を完了させる必要があるか　（　　日）		
冷媒処理方法	（　破壊　・　再利用　・　再生返却　・　御社保管　）			
報告書　（要　・　不要）		破壊証明書　（要　・　否）	再利用証明書　（要　・　否）	

行程管理票入手先

下記の業界団体、自治体関係の販売場所にてお求めになれます

（平成26年2月7日現在）

■業界団体等での販売場所

都道府県	団体名	所在地	電話
北海道	一社）北海道冷凍空調設備工業会	札幌市中央区	011-623-3560
青森県	青森県冷凍空調設備工業会	青森市問屋町	017-738-2131
	一社）青森県解体工事業協会	青森市大野	017-729-2322
岩手県	岩手県冷凍空調設備工業会	紫波郡矢巾町	019-632-6850
	岩手県建物解体業協会	一関市宮下町	0191-26-2311
宮城県	一社）宮城県冷凍空調設備工業会	仙台市若林区	022-231-3520
	一社）宮城県フロン回収事業協会	仙台市若林区	022-782-0771
	宮城県解体工事業協同組合	仙台市宮城野区	022-292-3455
秋田県	秋田県冷凍空調設備工業会	秋田市土崎港中央	018-857-4168
	一社）秋田県建造物解体業協会	秋田市仁井田本町	018-839-7248
山形県	山形県冷凍空調設備工業会	山形市流通センター	023-633-3515
	一社）山形県解体工事業協会	山形市久保田	023-644-9900
福島県	社）福島県冷凍空調設備工業会	福島市南町	024-545-5631
	福島県解体工事業協同組合	いわき市鹿島町	0246-28-2400
茨城県	茨城県冷凍空調設備協会	ひたちなか市	029-200-4199
	茨城県建設解体業協同組合	水戸市吉沢町	029-240-1917
栃木県	一社）栃木県冷凍空調工業会	宇都宮市下砥上町	028-645-8807
	一般社団法人　栃木県解体業協会	宇都宮市菊水町	028-632-6063
群馬県	群馬県冷凍空調設備工業組合	前橋市大友町	027-251-0332
	一社）群馬県フロン回収事業協会	前橋市紅雲町	027-260-8234
	群馬県解体工事業協会	前橋市東金丸町	027-280-2033
埼玉県	一社）埼玉県冷凍空調設備工業会	さいたま市浦和区	048-883-7075
	埼玉県解体業協会	さいたま市中央区	048-856-2451
千葉県	千葉県冷凍空調設備協会	千葉市中央区	043-227-4016
	千葉県解体工事業協同組合	千葉市中央区	043-202-5505
東京都	一社）東京都冷凍空調設備協会 http://www.toreikyo.or.jp	港区芝公園	03-3437-9236
	社）全国解体工事業団体連合会	中央区八丁堀	03-3555-2196
神奈川県	神奈川県冷凍空調設備協同組合	横浜市中区	045-681-3449
	一社）神奈川県建物解体業協会	横浜市中区	045-662-5011
新潟県	新潟県冷凍空調設備協会	新潟市西区	025-377-7111
	社）新潟県解体工事業協会	新潟市中央区	025-245-7673
富山県	一社）富山県冷凍空調設備工業会	富山市八日町	076-428-0043
	社）富山県構造物解体協会	富山市芝園町	076-442-6567
石川県	石川県冷凍空調設備工業会	金沢市南塚	076-216-5553
	石川県構造物解体協会	金沢市今昭町	076-258-1284
福井県	福井県建物解体業協会	福井市春山	0776-22-3936
山梨県	社）山梨県冷凍空調設備保安協会	笛吹市境川町	0552-66-5644
	社）山梨県産業廃棄物協会	甲府市中町	055-244-0755
長野県	長野県冷凍空調設備協会	長野市南長野	026-235-4301
	協）長野県解体工事業協会	長野市南県町	026-219-2455
岐阜県	岐阜県冷凍空調設備協会	岐阜市大洞紅葉が丘	058-243-0033
	岐阜県土木建築解体事業協同組合	岐阜市六条大溝	058-274-3315
静岡県	一社）静岡県冷凍空調工業会	静岡市駿河区	054-285-2686
	一社）静岡県フロン回収事業協会	静岡市駿河区	054-289-3666
	一社）静岡県解体工事業協会	静岡市駿河区	054-288-7761
愛知県	中部冷凍空調協会	名古屋市中区	052-263-5067
	愛知県解体工事業連合会	名古屋市中村区	052-452-1128
三重県	一社）三重県管工事工業協会冷凍空調部会	津市高洲町	059-228-6130
	三重県解体工事業協同組合	四日市市本町	059-352-8246
滋賀県	社）滋賀県建設業協会	大津市におの浜	077-522-3232
	関西電気工事工業協同組合	野洲市小篠原山ノ下	077-587-3521
京都府	一社）京都府建物解体協会	京都市南区	075-693-7797
大阪府	一社）近畿冷凍空調工業会 http://www.kinreiko.com	大阪市中央区	06-6233-3201
	大阪建物解体工事業協同組合	大阪市西区	06-6583-5121
	関西電気工事工業協同組合	大阪市北区	06-6372-7241
	大阪府電気工事工業組合今里支部	大阪市東成区	06-6971-2764
兵庫県	兵庫県解体工事業協会	姫路市安田	079-223-8686
	関西電気工事工業協同組合	神戸市兵庫区	078-651-5801
	兵庫県冷凍空調設備工業会	神戸市中央区	078-371-0163
奈良県	奈良県解体工事業協会	磯城郡田原本町	0744-32-5767
	関西電気工事工業協同組合	橿原市五井町	0744-29-9565
和歌山県	和歌山県冷凍空調設備協会	和歌山市十二番丁	073-431-0617
	関西電気工事工業協同組合	和歌山市吉田	073-436-3995
鳥取県	鳥取県冷凍空調工業会	鳥取市生山	0857-53-5521
	鳥取県解体工事業協同組合	鳥取市湖山町	0857-38-8571
島根県	一社）島根県冷凍空調工業会	松江市学園南	0852-24-1707
岡山県	一社）岡山県冷凍空調協会	岡山市中区	086-270-6778
	岡山県建造物解体工事業協会	津山市山北	0868-32-0510
広島県	中国冷凍空調工業連合会	広島市西区	082-238-8830
山口県	山口県冷凍空調設備工業会	周南市今宿町	0834-22-5044
徳島県	徳島県空調冷凍工業会	徳島市大道	088-654-4455
	協）徳島県解体工事業協会	徳島市富田浜	088-626-7201
香川県	香川県冷凍空調設備工業協会	高松市木太町	087-832-2873
愛媛県	一社）愛媛県冷凍空調設備工業会	松山市立花	089-947-2623
高知県	高知県冷凍空調設備工業会	高知市六泉寺街	088-832-2851
	社）高知県解体工事業協会	高知市みづき	088-822-8466
福岡県	西日本冷凍空調工業会	福岡市博多区	092-471-1530
	社）福岡県建造物解体工業会	福岡市南区	092-552-6851
佐賀県	佐賀県解体・リサイクル協議会	神埼市千代田町	0952-34-6636
長崎県	社）長崎県建造物解体工業会	長崎市石神町	095-845-8958
熊本県	一社）熊本県解体工事業協会	熊本市中央区	096-375-4577
大分県	大分県建造物解体工事業協同組合	大分市大字迫	097-503-6177
宮崎県	宮崎県冷凍空調工業会	宮崎市潮見町	0985-28-0870
	宮崎県解体工事業協同組合	宮崎市福島町	0985-64-2515
鹿児島県	一社）鹿児島県冷凍空調工業保安協会	鹿児島市鴨池新町	099-254-3948
	鹿児島県解体工事業協同組合	鹿児島市新栄町	099-253-2805
	社）鹿児島県建造物解体業連合会	鹿児島市荒田	099-251-1033
沖縄県	沖縄県冷凍空調設備協会	島尻郡南風原町	098-889-7204
	沖縄県解体工事業協会	中頭郡嘉手納町	098-957-0148
	社）沖縄県産業廃棄物協会	浦添市牧港	098-878-9360

■自治体等での販売場所

都道府県	販売場所 <電話番号>
北海道	北海道環境サポートセンター （札幌駅南口正面伊藤・加藤ビル4階）<011-218-7811>
青森県	県庁地下売店 <017-774-1558> 県合同庁舎売店（弘前、八戸、五所川原、十和田、むつ）
岩手県	県庁地下売店　<019-629-6465> 盛岡合同庁舎地下売店　<019-629-6780>
秋田県	県庁地下1階売店 <018-860-3583>
宮城県	県庁行政庁舎1階中央売店 <022-211-3874>
福島県	県庁売店 <024-522-0565>、 県合同庁舎売店
茨城県	茨城県地球温暖化防止活動推進センター <029-248-7431>
東京都	都庁都民広場地下1階弘済会アシスト <03-5381-6335>
神奈川県	神奈川自治会館6階（厚生事業課）<045-661-0525> 県庁新庁舎地下1階売店 <045-210-1111内3683> 日本生命横浜本町ビル売店、かながわ県民センター1階売店

都道府県	販売場所 <電話番号>
栃木県	県庁売店（県庁東館売店　<028-623-2534>） 地方庁舎売店（河内、上都賀、芳賀、下都賀、塩谷、那須、南那須、安蘇、足利）
山梨県	県庁本館地下売店 <055-223-8837>
愛知県	県西庁舎10階売店 <052-961-0458>
京都府	府庁福利厚生棟1階（生協）<075-414-0751>
大阪府	府庁咲洲庁舎諸用紙販売所 <06-4703-8420>
福岡県	政府刊行物サービスステーション（県庁地下総合売店 <092-641-7838>、 福岡市役所地下1階<092-722-4861>、 福岡SS<092-721-4846>）
大分県	県庁1階売店　<097-532-4917>
佐賀県	佐賀県官報販売所 <0952-23-3722>

一般財団法人 **日本冷媒・環境保全機構（JRECO）**

〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8　機械振興会館 406-2
TEL：03-5733-5311　FAX：03-5733-5312
URL：http://www.jreco.or.jp/　（インターネットでも購入できます）